

まえがき

「離婚したい。でも子どものこと思うと……」

本書を手にされたそのあなた。

離婚についてのご相談ですか。

離婚に関する知識はお持ちですか。

私にはあなたに伝えたいことがあります。

聞いて解決する問題であれば聞けばいいのです。

悩まなくていいことに悩んでいることは時間の無駄でありその姿は誰がどう見たって「マネケ」です。私が好きな曲の1つでもある、バブルガム・ブラザーズさんの楽曲「WON'T BE LONG」の冒頭の歌詞の通りで、離婚のことでわからないことがあれば、専門家である弁護士に聞いてください。知恵を盗めばいいのです。

さて、あなたは、このようなことを思っていないませんか。

「法律は万能であり、あらゆる法的紛争を解決してくれるものである」

と。しかし、それは世間の幻想にすぎません。

法律は紛争解決のための道具にすぎません。あなたにとって有利にも不利にもなることがあり、それは決して万能ではないことを知っておいてください。たとえば、こんな話をしましょう。

【ケース】

夫甲は、別居中で離婚係争中の妻乙のもとで養育されている5歳の丙を、言葉巧みに連れ出し、自身の家で生活することとした。この場合の甲の罪責はいかに？

あなたはどう思いますか。結論は、「甲には未成年者誘拐罪が成立し得る」です。最高裁の判例には「その行為が未成年者略取罪の構成要件に該当することは明らかであり、被告人が親権者の1人であることは、その行為の違法性が例外的に阻却されるかどうかの判断において考慮されるべき事情である」というものがあります（最決平成17年12月6日刑集59巻10号1901頁）。

実は、離婚を決意し別居する際、お子さんを連れて出て行く行為は未成年者誘拐罪とはならないので、ここが法律の面白いところです。

また、あなたはこのようなことを思っていないませんか。

「裁判は、私の真実を明らかにしてくれる場所である」と。しかし、それもまた世間の幻想にすぎません。

裁判は決してあなたの真実を説明する場所ではなく、あくまでも証拠に基づいて裁判所が事実を認定し、法律を解釈適用して法的紛争を解決する場であることを知っておくべきです。

ここで突然、あなたのお悩みはなんですか。

近年は、インターネットなどで情報を収集されている方もいらつしやいますが、私らの立場からすると玉石混交、文責が明らかでなく、出所不明の記事も目立ちます。

きっと本書を手にとっていたら、そのあなたも混乱状態でこられてはいませんか。あなたには、お子さんがいるのですね。しかし、お子さんの親であるのにもかかわらず、混乱状態で

離婚問題に取り組むことはかなり危険です。

これから離婚のことをお話しします。あなたのお悩みが少しでも解決できれば幸いです。

離婚・男女問題解決 弁護士

瀨門 俊也